



県章

山形県公報

平成31年3月15日(金)

第3028号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………(若者活躍・男女共同参画課) ……206
- 山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……207
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…(工業戦略技術振興課) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……209
- 山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民文化スポーツ課) ……210
- 山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……212
- 置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……215
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……217
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(教育庁) ……225

告 示

- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……227
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……231
- 同……………(同) ……同
- 私有保安林の指定の解除……………(同) ……232
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……233
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……234
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 事業の認定……………(同) ……235
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……236
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……237
- 平成26年3月県告示第273号(山形県体育施設条例による使用料の額)の一部改正 ……(教育庁) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………238
- 山形県人事委員会規則4-4(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…239
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

○山形県人事委員会規則6－5（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同

企 業 局 関 係

規 程

○山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程…………… 同

病 院 事 業 局 関 係

規 程

○山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程……………240

規 則

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第8条 条例第11条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第15条ただし書に規定する申出をする場合にあっては携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出をする場合にあっては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第11条の5第2項に規定する書面等を提出しなければならないこと。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第9条 条例第11条の5第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由（青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあっては、第3号に掲げる理由に限る。）とする。

- (1) その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (2) その保護する青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2 条例第11条の5第2項に規定する書面等に記載し、又は記録する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 前項に規定する正当な理由

（公表の方法）

第10条 条例第11条の5第5項の規定による公表は、山形県公報への登載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

590円
240円

 を

600円
250円

 に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

730円
530円
510円
460円

 を

740円
540円
520円
470円

 に、

30分	360円
-----	------

 を

30分	370円
-----	------

 に、

1,270円
1,990円
420円
2,070円
530円

 を

1,290円
2,020円
430円
2,100円
540円

 に、

2,210円
660円
2,910円
800円
1,200円
2,180円
5,090円
1,730円
660円
2,380円
830円

 を

2,250円
670円
2,960円
810円
1,210円
2,200円
5,160円
1,760円
670円
2,410円
850円

 に、

480円
530円
530円
530円
490円
720円
1,260円
970円

 を

490円
540円
540円
540円
500円
730円
1,290円
990円

 に、

「 1,560円 1,850円 2,110円 3,840円 1,450円。 ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合にあつては、2,070円 2,160円 2,420円 6,490円 580円 5,710円 520円 350円 1,120円 1,370円 920円 2,750円 340円 700円 2,270円 3,680円 」	を	「 1,590円 1,890円 2,150円 3,910円 1,480円。 ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合にあつては、2,110円 2,200円 2,460円 6,610円 590円 5,820円 530円 360円 1,140円 1,390円 940円 2,800円 350円 720円 2,310円 3,740円 」	に、	「 2,160円 2,640円 1,960円 2,370円 1,420円 3,420円 」	を	「 2,180円 2,670円 1,970円 2,390円 1,430円 3,460円 」	に、	「 1,230円 1,720円 1,440円 1,250円 1,670円 3,000円 」	を
「 1,250円 1,750円 1,450円 1,260円 1,690円 3,040円 」	に、	「 580円 820円 320円 2,290円 970円 640円 430円 510円 2,240円 710円 」	を	「 590円 840円 330円 2,330円 980円 650円 440円 520円 2,280円 730円 」	に、	「 610円 」	を	「 630円 」	に、
「 570円 440円 」	を	「 580円 450円 」	に、						

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県民会館条例施行規則（昭和39年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分			使 用 料 の 額				
			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の時 間
入場料金を 領收しない 場合及び 300円以下 の入場料金 を領收する 場合	ホール	平日	18,700円	28,000円	35,300円	80,200円	1時間当たり 11,100円
		土曜日等	22,700円	32,600円	42,000円	95,700円	1時間当たり 12,600円
	地下講堂	平日	2,660円	2,940円	3,870円	8,840円	1時間当たり 1,050円
		土曜日等	3,070円	3,600円	4,670円	10,710円	1時間当たり 1,200円
	会議室		1,200円	1,730円	2,120円	5,050円	1時間当たり 520円
	展示室		1,050円	1,200円	1,590円	3,840円	1時間当たり 520円
300円を超 え1,000円 以下の入場 料金を領收 する場合	ホール	平日	28,050円	42,000円	52,950円	120,300円	1時間当たり 16,650円
		土曜日等	34,050円	48,900円	63,000円	143,550円	1時間当たり 18,900円
	地下講堂	平日	3,990円	4,410円	5,800円	13,260円	1時間当たり 1,570円
		土曜日等	4,600円	5,400円	7,000円	16,060円	1時間当たり 1,800円
	会議室		1,800円	2,590円	3,180円	7,570円	1時間当たり 780円
	展示室		1,570円	1,800円	2,380円	5,750円	1時間当たり 780円
1,000円を 超え3,000 円以下の入 場料金を領 収する場合	ホール	平日	37,400円	56,000円	70,600円	160,400円	1時間当たり 22,200円
		土曜日等	45,400円	65,200円	84,000円	191,400円	1時間当たり 25,200円
	地下講堂	平日	5,320円	5,880円	7,740円	17,680円	1時間当たり 2,100円
		土曜日等	6,140円	7,200円	9,340円	21,420円	1時間当たり 2,400円
	会議室		2,400円	3,460円	4,240円	10,100円	1時間当たり 1,040円

	展示室		2,100円	2,400円	3,180円	7,680円	1時間当たり 1,040円
3,000円を 超え5,000 円以下の入 場料金を領 収する場合	ホール	平日	41,140円	61,600円	77,660円	176,440円	1時間当たり 24,420円
		土曜日等	49,940円	71,720円	92,400円	210,540円	1時間当たり 27,720円
	地下講堂	平日	5,850円	6,460円	8,510円	19,440円	1時間当たり 2,310円
		土曜日等	6,750円	7,920円	10,270円	23,560円	1時間当たり 2,640円
	会議室		2,640円	3,800円	4,660円	11,100円	1時間当たり 1,140円
	展示室		2,310円	2,640円	3,490円	8,440円	1時間当たり 1,140円
5,000円を 超える入場 料金を領収 する場合	ホール	平日	46,750円	70,000円	88,250円	200,500円	1時間当たり 27,750円
		土曜日等	56,750円	81,500円	105,000円	239,250円	1時間当たり 31,500円
	地下講堂	平日	6,650円	7,350円	9,670円	22,100円	1時間当たり 2,620円
		土曜日等	7,670円	9,000円	11,670円	26,770円	1時間当たり 3,000円
	会議室		3,000円	4,320円	5,300円	12,620円	1時間当たり 1,300円
	展示室		2,620円	3,000円	3,970円	9,590円	1時間当たり 1,300円

別表第2項の表舞台設備の項中「1,700円」を「1,730円」に、「4,340円」を「4,420円」に、「640円」を「650円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「850円」を「860円」に、「720円」を「730円」に改め、同表ピアノの項中

「

10,520円
5,250円
2,620円

」を「

10,710円
5,340円
2,660円

」に改め、同表映写設備の項中

「

7,880円
3,930円
1,180円
910円
1,700円

」を「

8,020円
4,000円
1,200円
920円
1,730円

」に改め、同表音響設備の項中

2,620円	2,660円
1,180円	1,200円
1,180円	1,200円
520円	520円
1,040円	1,050円
850円	860円
850円	860円
970円	980円
850円	860円
640円	650円
850円	860円
850円	860円
1,040円	1,050円
1,040円	1,050円
1,180円	1,200円
1,180円	1,200円
1,300円	1,320円
250円	250円
3,930円	4,000円

を

に改め、同表照明設備の項中「1,040円」を「1,050円」に、「1,570円」を

「1,590円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「2,890円」を「2,940円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「640円」を「650円」に、「780円」を「790円」に、「720円」を「730円」に改め、同別表第3項の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額				
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	左記以外の時 間
平日	9,350円	14,000円	17,650円	40,100円	1時間当たり 5,550円
土曜日等	11,350円	16,300円	21,000円	47,850円	1時間当たり 6,300円

別表第4項の表中「1,300円」を「1,320円」に改め、同別表第5項の表中「190円」を「200円」に、「830円」を「840円」に改め、同別表第6項の表中「4,730円」を「4,810円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	1,090円	1,370円	1,640円
第 2 会 議 室	1,090円	1,370円	1,640円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	590円	740円	880円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	1,090円	1,370円	1,640円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	1,180円	1,480円	1,770円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	1,090円	1,370円	1,640円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	1,120円	1,400円	1,680円
第 6 ギ ャ ラ リ ー	1,280円	1,610円	1,920円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	600円	750円	900円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	1,120円	1,400円	1,680円
ホ ー ル	7,160円	8,960円	10,720円
中 庭	3,200円	4,000円	4,800円

別表第1項第2号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	2,180円	2,740円	3,280円
第 2 会 議 室	2,180円	2,740円	3,280円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	1,180円	1,480円	1,760円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	2,180円	2,740円	3,280円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	2,360円	2,960円	3,540円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	2,180円	2,740円	3,280円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	2,240円	2,800円	3,360円

第 6 ギャラリー	2,560円	3,220円	3,840円
第 7 ギャラリー	1,200円	1,500円	1,800円
第 8 ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
ホ　　ー　　ル	14,320円	17,920円	21,440円
中　　庭	6,400円	8,000円	9,600円

別表第1項第3号の表を次のように改める。

区　　分	使　用　料　の　額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	2,390円	3,010円	3,600円
第 2 会 議 室	2,390円	3,010円	3,600円
第 1 ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第 2 ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第 3 ギャラリー	2,590円	3,250円	3,890円
第 4 ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第 5 ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
第 6 ギャラリー	2,810円	3,540円	4,220円
第 7 ギャラリー	1,320円	1,650円	1,980円
第 8 ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
ホ　　ー　　ル	15,750円	19,710円	23,580円
中　　庭	7,040円	8,800円	10,560円

別表第1項第4号の表を次のように改める。

区　　分	使　用　料　の　額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	540円	680円	820円

第 2 会 議 室	540円	680円	820円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	290円	370円	440円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	540円	680円	820円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	590円	740円	880円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	540円	680円	820円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	560円	700円	840円
第 6 ギ ャ ラ リ ー	640円	800円	960円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	300円	370円	450円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	560円	700円	840円
ホ ー ル	3,580円	4,480円	5,360円
中 庭	1,600円	2,000円	2,400円

別表第1項第6号中「1,670円」を「1,680円」に改め、同別表第2項の表中「5,450円」を「5,550円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「830円」を「840円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

置賜文化ホール条例施行規則（平成18年3月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分		金 額					冷暖房使用に係る加算額 (1時間当たり)	
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後6時から 午後10時までの間	左記以外の時 間	冷暖房使用に係る加算額 (1時間当たり)		
						冷房	暖房	
ホ ー ル	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	16,500円	22,000円	22,000円	1時間当たり 8,230円			
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	24,750円	33,000円	33,000円	1時間当たり 12,340円	4,400円	4,710円	
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	33,000円	44,000円	44,000円	1時間当たり 16,460円			
	準備又は練習のために使用する場合	8,250円	11,000円	11,000円	1時間当たり 4,110円			
	第1楽屋	780円	1,030円	1,030円	1時間当たり 380円	440円	480円	
	第2楽屋	620円	830円	830円	1時間当たり 300円	440円	480円	
	第3楽屋	530円	730円	730円	1時間当たり 250円	410円	410円	
	第4楽屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円	
	第5楽屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円	
	第1練習室	930円	1,250円	1,250円	1時間当たり 460円	90円	90円	
	第2練習室	620円	830円	830円	1時間当たり 300円	50円	50円	
	第3練習室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円	
	第4練習室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円	

大会議室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,920円	5,230円	5,230円	1時間当たり 1,950円	740円	690円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,880円	7,840円	7,840円	1時間当たり 2,920円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,840円	10,460円	10,460円	1時間当たり 3,900円		

別表第2項の表中

「3,900円」を「3,970円」に、「1,540円」を「1,560円」に、
 「6,170円」を「6,270円」に、

「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「820円」を
 「830円」に、「720円」を「730円」に、「仮設花道 一式 4,110円」を
 「仮設花道 一式 4,180円」に、「5,140円」を「5,230円」に、
 「8,220円」を「8,370円」に、

「16mm映写機（ホール用） 一式 4,110円」を「16mm映写機（ホール用） 一式 4,170円」に、
 「2,570円」を「2,610円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「3,080円」を
 「3,120円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

51,000円

 を

52,460円

 に、

40,800円

 を

41,970円

 に改める。

別表第4第1項の表悠創の丘の項中

540円	720円	1,440円
2,190円	2,920円	5,840円

 を

570円	760円	1,520円
2,250円	3,000円	6,000円

 に、

1,590円	2,120円	4,240円
--------	--------	--------

 を

1,650円	2,200円	4,400円
--------	--------	--------

 に、「410円」を「420円」に改め、同表蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの項中「10,000円」を「10,290円」に、「20,000円」を「20,580円」に、

児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 4,000円
----------------	-----------------

 を

児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 4,110円
----------------	-----------------

 に、「8,000円」を

「8,220円」に、「2,000円」を「2,060円」に、

上記以外の場合	1日当たり 4,000円
---------	-----------------

 を

上記以外の場合	1日当たり 4,120円
---------	-----------------

 に改め、同表庄内空港緩衝緑地の項中「200円」を「210円」に、

「400円」を「420円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「3,160円」を「3,250円」に、「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「2,600円」を「2,680円」に改め、同表最上中央公園の項

中

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 880円
----------------	----------------

 を

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 910円
----------------	----------------

 に、「1,760円」を

「1,820円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「8,770円」を「9,020円」に、「35,090円」を「36,100円」に、「440円」を「450円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 880円
---------	----------------

 を

上記以外の場合	1時間当たり 900円
---------	----------------

 に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「490円」を「500円」

に、「670円」を「690円」に、「19,380円」を「19,940円」に、「38,760円」を「39,880円」に、「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中「1,010円」を「1,040円」に、「2,020円」を「2,080円」に、「4,040円」を「4,160円」に、「10,100円」を「10,390円」に、「40,390円」を「41,550円」に、

1時間当たり 480円

 を

1時間当たり 490円

 に、

1時間当たり 960円

 を

1時間当たり 980円

 に、

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,180円
----------------	------------------

 を

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,210円
----------------	------------------

 に、「2,360円」を

「2,420円」に、「2,370円」を「2,440円」に、「4,740円」を「4,880円」に、「11,830円」を「12,170円」に、「47,330円」を「48,690円」に、「590円」を「610円」に、

「

上記以外の場合	1時間当たり 1,180円
---------	------------------

」を「

上記以外の場合	1時間当たり 1,220円
---------	------------------

」に、「300円」を「310

円」に、「600円」を「620円」に、「450円」を「460円」に、

1時間当たり 900円
1時間当たり 900円

を

1時間当たり 920円
1時間当たり 930円

に、

「1,800円」を「1,860円」に、「4,490円」を「4,620円」に、「17,950円」を「18,470円」に、

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 220円
----------------	----------------

」を「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 230円
----------------	----------------

」に、「440円」を「460

円」に、「1,960円」を「2,020円」に、「3,920円」を「4,040円」に、「980円」を「1,010円」に、「260円」を「270

円」に、

1面1時間当たり 520円
1人1回当たり 330円
1人1回当たり 410円

を

1面1時間当たり 540円
1人1回当たり 340円
1人1回当たり 420円

に、「660円」を「680円」に、

「

1人1回当たり 820円

」を「

1人1回当たり 840円

」に、「1,790円」を「1,840円」に、「3,580円」を「3,680円」

に、「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 520円
----------------	----------------

」を「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 530円
----------------	----------------

」に、「1,040円」を

「1,060円」に、

1時間当たり 370円
1時間当たり 740円
1時間当たり 180円
1時間当たり 360円

を

1時間当たり 380円
1時間当たり 760円
1時間当たり 190円
1時間当たり 380円

に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040

円」に、「

上記以外の場合	1時間当たり 520円
---------	----------------

」を「

上記以外の場合	1時間当たり 540円
---------	----------------

」に、

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,880円
----------------	------------------

」を「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,930円
----------------	------------------

」に、「3,760円」を

「3,860円」に、「3,750円」を「3,860円」に、「7,500円」を「7,720円」に、「18,770円」を「19,310円」に、「75,070円」を「77,220円」に、「1,410円」を「1,450円」に、「2,820円」を「2,900円」に、「1,240円」を「1,280円」に、「2,480円」を「2,560円」に、

「

1時間当たり 940円
1時間当たり 1,880円

」を「

1時間当たり 970円
1時間当たり 1,940円

」に、「620円」を「640円」に、「470円」を「480円」に、

「上記以外の場合 1時間当たり 940円」を「上記以外の場合 1時間当たり 960円」に改め、同表中山公園

の項を次のように改める。

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり				1時間当たり
				上記以外の場合	1時間当たり				1時間当たり
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり				1時間当たり	
			上記以外の場合	1時間当たり				1時間当たり	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり			1時間当たり	
				土曜日等の場合	1時間当たり			1時間当たり	
	入場料金を領収する場合	平日の場合	1時間当たり				1時間当たり		
		土曜日等の場合	1時間当たり				1時間当たり		
	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり			1時間当たり		
		入場料金を領収する場合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人分に相当する額（その額が337,870円に満たない場合は、337,870円）			1時間当たり		
	土曜日等の場合		1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額（その額が445,940円に満たない場合は、445,940円）			1時間当たり			
	第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり			1時間当たり	
上記以外の場合			1時間当たり			1時間当たり			
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		平日の場合		1時間当たり			1時間当たり		
		土曜日等の場合		1時間当たり			1時間当たり		

運動広 場	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	全部を使用 する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当 たり 360円	1,080円	1,440円	2,880円	1時間当 たり 360円
			上記以外の場合	1時間当 たり 720円	2,160円	2,880円	5,760円	1時間当 たり 720円
		半面を使用 する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当 たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当 たり 170円
			上記以外の場合	1時間当 たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当 たり 340円
	アマチュ アスポー ツ以外の 用途に使用 する場合	平日の場合		1時間当 たり 1,070円	2,520円	3,700円	6,710円	1時間当 たり 1,670円
		土曜日等の場合		1時間当 たり 1,350円	3,090円	4,560円	8,250円	1時間当 たり 2,090円

別表第4第1項の表弓張平公園の項中「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に、「2,040円」を「2,100円」に、「4,080円」を「4,200円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「3,060円」を「3,150円」に、「5,100円」を「5,250円」に、「10,200円」を「10,490円」に、「230円」を「240円」に、「460円」を「480円」に、

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 480円
----------------	----------------

」を「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 490円
----------------	----------------

」に、「960円」を「980

円」に、「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、

1時間当たり 240円
1時間当たり 480円

を

1時間当たり 250円
1時間当たり 500円

に改

め、同表の注書中「142,800円」を「146,900円」に改め、同別表第2項の表中

「

310円	
200円	410円

」を「

320円	
210円	420円

」に改め、同表山形県総合運動公園の項中

「

160円	320円
	110円
420円	840円

」を「

160円	330円
	110円
430円	860円

」に、

1,800円	
31,110円	155,550円
20,740円	103,680円
15,560円	77,780円
6,220円	31,110円
3,110円	15,560円
5,800円	9,630円
9,630円	17,280円

を

1,850円	
32,000円	160,010円
21,340円	106,660円
16,010円	80,010円
6,400円	32,000円
3,200円	16,010円
5,970円	9,910円
9,910円	17,780円

に、「1,460円」を「1,500円」に、「450円
910円」を

460円		320円	630円	330円	650円	570円
940円		160円	320円	160円	330円	380円
		140円	290円	140円	300円	1,510円
		150円	310円	150円	320円	290円

590円		120円	240円	120円	250円	
390円		1,000円	2,000円	1,030円	2,060円	
1,550円		420円	840円	430円	860円	210円
300円		260円		270円		
300円						

「220円」に、「270円」を「280円」に、「830円」を「850円」に、

200円		210円		190円	390円
200円		210円		110円	220円
630円	1,260円	650円	1,300円		

200円	400円	260円	510円	270円	520円
110円	230円				

620円		730円		750円	
	640円	660円		680円	

550円		3,530円		3,630円	
	570円	1,760円		1,810円	
		120円	240円	120円	250円

同表中山公園の項を次のように改める。

中山公園	野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	440円	1,450円
				上記以外の場合		720円	

		上記以外 の場合	幼稚園の幼児、 小学校の児童若 しくは中学校の 生徒又はこれら に準ずる者が使 用する場合	午前9時から 正午まで、午 後1時から午 後5時まで及 び午後5時か ら午後9時ま で、それぞれ 1人1回につ き	50円	
			高等学校の生徒 又はこれに準ず る者が使用する 場合		70円	
			児童生徒等以外 の者が使用する 場合		130円	
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人	370円	
		上記以外の場合		1泊につき	490円	
	会議室			1室 1時間につき	300円	590円
	浴室			1回	1,750円	2,180円
	温水シャワー			1回	1,470円	1,760円
	食堂			1時間につき	300円	590円
	厨房			1賄いにつき	580円（1賄い 日につき1,160 円を超える場合 は、1,160円）	1,150円（1賄い 日につき2,320円 を超える場合は、 2,320円）
	スコアボード			1時間につき	700円	1,400円
	放送設備			1時間につき	440円	880円
	ピッチングマシン			1台 1時間につき	440円	
	夜間照明施設			全灯使用 1時間につき	24,130円	155,290円
				2／3灯使用 1時間につき	15,940円	
				1／2灯使用 1時間につき	12,070円	
				1／3灯使用 1時間につき	7,970円	
第2野 球場	スコアボード		1時間につき	220円	440円	
	放送設備		1時間につき	220円	440円	

別表第4第2項の表弓張平公園の項中

240円

を

250円

に、

390円

を

400円

に改め、同別表第3項の表中

1,130円	1,150円	4,060円	4,140円	12,980円
1,130円	1,150円	3,480円	3,540円	11,540円
1,620円	1,650円	2,210円	2,250円	11,230円
800円	810円	1,110円	1,130円	11,950円
		730円	740円	11,020円
		550円	560円	760円
		1,790円	1,820円	720円

13,220円			1,810円	1,840円
11,750円			1,770円	1,800円
11,440円			520円	530円
12,170円	360円	370円	290円	300円
11,220円				
770円				
730円				

780円	790円	740円	750円	3,500円
470円	480円	3,440円	3,500円	2,620円
		2,580円	2,630円	1,750円
		1,720円	1,750円	
		860円	880円	

3,560円
2,670円
1,780円

に改める。

附 則

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の都市公園の使用の期間に係る使用料について適用する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

6,160円	8,800円	9,240円
2,630円	3,760円	3,940円
1,450円	2,080円	2,180円

を

6,270円	8,960円	9,400円
2,670円	3,820円	4,010円
1,470円	2,110円	2,210円

「

1,160円	1,670円	1,750円
1,200円	1,720円	1,800円

を

1,190円	1,700円	1,780円
1,220円	1,750円	1,830円

に改め、同別表第2項の表舞台設備の項中「3,350円」を「3,410円」

に、「1,030円」を「1,040円」に、「300円」を「310円」に改め、同表舞台照明設備の項中「1,030円」を「1,040円」に、「730円」を「740円」に、「300円」を「310円」に、「330円」を「340円」に改め、同表視聴覚設備の項中「2,080円」を「2,110円」に、「760円」を「770円」に、「1,560円」を「1,580円」に、

マイクセット（ホール用）	一式	1,030円	を
--------------	----	--------	---

マイクセット（ホール用）	一式	1,040円	に、「300円」を「310円」に、
--------------	----	--------	-------------------

スライド映写機（550ワット）	1台	1,030円	を
-----------------	----	--------	---

スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円	に、「830円」を「840円」に、
-----------------	----	--------	-------------------

オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,030円	を
------------------------	----	--------	---

オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,040円	に改め、同表同時通訳設備の項中
------------------------	----	--------	-----------------

「14,500円」を「14,700円」に改め、同別表第4項の表中

2,260円	2,590円	2,260円	を	2,310円	2,640円	2,310円	に改める。
860円	990円	860円		880円	1,010円	880円	

第2条 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中	特別会議室	を	第6研修室	に、	を	510円	730円	760円
						510円	730円	760円
						1,310円	1,880円	1,970円
						3,510円	5,020円	5,270円

1,420円	2,030円	2,130円	に改め、同別表第2項の表中
800円	1,150円	1,200円	
520円	750円	780円	
510円	740円	770円	

16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,110円	を
16ミリ映写機（350ワット）	1台	1,030円	

16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,110円	に、
------------------	----	--------	----

監視カメラ	一式	1,880円	を
スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円	
スライド映写機（350ワット）	一式	1,030円	
スライド映写機（250ワット）	1台	840円	
映像会議装置	一式	3,660円	
資料提示装置（特別会議室用）	1台	1,350円	
資料提示装置（視聴覚制御室用）	1台	1,030円	
ビデオ録画装置	一式	1,350円	
携帯用ビデオカメラ	1台	510円	

スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円	に、
スライド映写機（250ワット）	1台	840円	

同時通訳設備（ホール用）	一式	14,700円	を
同時通訳設備（特別会議室用）	一式	10,900円	

同時通訳設備（ホール用）	一式	14,700円	に改め、同別表第4項
--------------	----	---------	------------

の表中

第1研修室	880円	1,010円	880円
特別会議室	860円	990円	860円

を

第1研修室	880円	1,010円	880円
-------	------	--------	------

に改める。

附 則

この規則は、山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第53号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

告 示

山形県告示第143号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。
平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地	平成31年4月28日から 平成34年4月27日まで

山形県告示第144号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

エックス線検査（室内）	1 試験 1 試料	2,150円
-------------	-----------	--------

を

エックス線検査（フィルム）	1 試験 1 試料	2,150円
エックス線検査（デジタル）	1 試験 1 試料	1,450円

に、

「エックス線フィルム判定」を「エックス線透過像判定」に改める。

4 デザイン、色見本製作、モデル製作(3)モデル製作の項の表中「4,470円」を「4,820円」に、「5,950円」を「7,020円」に改める。

山形県告示第145号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

640円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,150円
1,460円
530円
3,700円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,700円にその10を超える測定点1点につき290円を加算した額
340円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,680円
1,300円
2,370円
2,100円
3,210円
3,210円
7,750円
3,180円
5,620円
1,150円
960円
2,260円
1,200円
760円
2,290円
2,150円
1,490円
3,130円
2,650円
5,000円

を

650円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,210円
1,490円
540円
3,770円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,770円にその10を超える測定点1点につき300円を加算した額
350円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,710円
1,320円
2,410円
2,140円
3,270円
3,270円
7,900円
3,240円
5,720円
1,170円
970円
2,300円
1,220円
780円
2,330円
2,190円
1,520円
3,190円
2,690円
5,070円

に、

4,260円
4,340円
2,430円
2,610円
8,510円
7,470円
4,300円
5,370円
7,730円
9,850円
13,200円
16,600円
21,000円
116,000円
9,870円
870円
1,520円
15,300円
610円
5,140円
4,760円
1,750円
3,370円

を

4,340円
4,420円
2,470円
2,660円
8,670円
7,610円
4,380円
5,470円
7,870円
10,000円
13,500円
16,900円
21,400円
118,000円
10,000円
890円
1,550円
15,600円
630円
5,230円
4,850円
1,780円
3,430円

に、

13,100円
2,140円
4,920円
6,440円
14,900円。ただし、測 定点が5を超える場合 は、14,900円にその5 を超える測定点1点に つき2,200円を加算し た額
2,970円
4,040円
3,020円
1,620円

を

13,300円
2,180円
5,010円
6,560円
15,100円。ただし、測 定点が5を超える場合 は、15,100円にその5 を超える測定点1点に つき2,250円を加算し た額
3,030円
4,110円
3,080円
1,650円

に、

1,610円
1,660円
1,660円
1,660円
1,660円
1,620円
1,850円
2,150円
1,450円
3,160円
3,580円
4,300円
4,720円
9,230円
13,700円
300円
6,480円
2,760円
5,100円
7,060円
5,560円
1,570円
3,450円
3,970円
4,250円
4,510円

を

1,640円
1,690円
1,690円
1,690円
1,690円
1,650円
1,880円
2,190円
1,470円
3,220円
3,640円
4,380円
4,810円
9,400円
14,000円
310円
6,600円
2,810円
5,200円
7,190円
5,670円
1,600円
3,510円
4,040円
4,330円
4,590円

に改める。

2 分析の項の表中

5,960円
1,510円
15,200円
17,600円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき2,900円

を

6,070円
1,540円
15,400円
17,900円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき2,950円

に、

7,620円
12,800円
8,830円
7,950円
3,230円
5,330円
5,010円
3,290円
11,600円
8,820円
5,150円
9,680円
5,500円
8,570円
6,300円
5,310円
13,100円
3,960円
8,410円

を

7,760円
13,000円
9,000円
8,100円
3,290円
5,430円
5,100円
3,350円
11,800円
8,980円
5,240円
9,860円
5,600円
8,730円
6,410円
5,400円
13,400円
4,030円
8,570円

に、「3,120円」を

「3,180円」に改める。

3 加工の項の表中

670円
1,640円
4,810円
2,550円
2,240円
3,490円
870円
5,610円
10,400円

を

680円
1,670円
4,900円
2,600円
2,280円
3,560円
880円
5,720円
10,600円

に、

4 デザイン、色見本製作、モデル製作(1)デザインの項の表中

1,990円
5,180円
10,000円

を

2,030円
5,280円
10,200円

に改める。

37,700円	19,400円	11,200円	5,910円	3,090円
189,000円	104,000円	51,800円	26,400円	13,800円
97,400円	55,700円	27,300円	14,400円	7,420円

を

38,400円	19,800円	11,400円	6,020円	3,150円
193,000円	105,000円	52,800円	26,900円	14,000円
99,200円	56,700円	27,800円	14,600円	7,560円

に改め、4デザイン

ン、色見本製作、モデル製作(2)色見本製作の項の表中

5,630円	3,090円	1,680円
--------	--------	--------

を

5,730円	3,150円	1,720円
--------	--------	--------

に改め、4デザイン、色見本製作、モデル製作(3)モデル

製作の項の表中「4,820円」を「4,910円」に、「7,020円」を「7,150円」に、「1,130円」を「1,150円」に、

2,970円	3,030円
--------	--------

を「3,030円」に改める。

5成績書複製の項中「610円」を「630円」に改める。

6記録写真撮影の項中「430円」を「440円」に改める。

山形県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市田沢字東山（次の図に示す部分に限る。）、鶴岡市堅苔沢字平畑（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市櫛代字早坂（次の図に示す部分に限る。）、宇小文地楯（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市上名川字東山（次の図に示す部分に限る。）、田麦俣字一枚畑（次の図に示す部分に限る。）、越中山字三栗屋（次の図に示す部分に限る。）、字名平（次の図に示す部分に限る。）、松根字大滝山（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除に係る保安林の所在場所

鶴岡市早田字戸ノ浦457-1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 寒河江村山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字松沢字中道406番2から 同 松沢699番8まで	旧	887.4メートル } 12.2	693メートル
同 上	新	887.4メートル } 12.2	同 上

山形県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字松沢字平内260番1から
同 松沢699番8まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月19日

山形県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字松沢字中道406番2から
同 平内260番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月23日

山形県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字山田1812番236から 同 時庭字向北162番1まで	旧	61.0メートル } 16.0	2,360メートル
長井市今泉字山田1824番2から 同 時庭字向北162番1まで	新	61.0メートル } 16.0	2,350メートル

山形県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
 - 2 供用開始の区間 長井市今泉字山田1824番2から
同 時庭字向北162番1まで
 - 3 供用開始の期日 平成31年3月15日
-

山形県告示第154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町
 - 2 公共測量を実施した期間
平成30年9月3日から平成31年2月15日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量及びGNSS水準測量）
-

山形県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町
 - 2 公共測量を実施した期間
平成30年10月16日から平成31年2月18日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量（3点）及び3級水準測量（3点））
-

山形県告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市内（相生町、大町一丁目、大町二丁目、鍛冶町、春日二丁目、金池二丁目、城西一丁目、城西三丁目、城西四丁目、城南一丁目、城南三丁目、城南四丁目、城北一丁目、城北二丁目、中央一丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央七丁目、御廟一丁目、福田町一丁目、福田町二丁目、本町一丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、松が岬一丁目、松が岬二丁目、門東町一丁目、門東町二丁目、成島町一丁目、成島町三丁目、木場町、西大通一丁目、西大通二丁目、信夫町、徳町及び大字塩野地内）
 - 2 公共測量を実施した期間
平成30年10月23日から同年12月31日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）
-

山形県告示第157号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

長井市

2 事業の種類

長井市新庁舎整備事業（駐車場整備）

3 起業地

(1) 収用の部分 長井市本町一丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

長井市新庁舎整備事業（駐車場整備）（以下「本件事業」という。）は、長井市役所新庁舎の整備に伴い駐車場を整備する事業であり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である長井市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現庁舎は昭和33年に建設され、60年が経過している建物であり、老朽化が進んでいるほか、エレベーターが設置されていないなどバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応も十分ではなく、また、庁舎が6か所に分断されていることもあり、来庁者にとって利便性が悪く、職員にとっても事務効率を妨げる要因になっている。その他にも、現庁舎は国土交通省が作成した洪水浸水想定区域の浸水想定範囲内に位置しており、集中豪雨等による河川の氾濫時に浸水被害を受ける可能性が高いため、移転改築を余儀なくされており、それに伴い駐車場についても移転の検討がなされたものである。

駐車場については、現在は駐車スペースが十分に確保されておらず、混雑時には駐車できない場合もあり、南側駐車場に停めて県道を渡って来庁する必要があるなど、住民にとって危険性があるうえに利便性も悪い状況である。また、冬期間は南側駐車場及び北西側の職員駐車場も堆雪により駐車スペースが狭まるため、来庁者のみならず職員にとっても利便性が悪い状況である。さらに、北西側の職員駐車場は庁舎から一定の距離があり、その間の道路も歩道が狭く車が通ると危険な状況にあるほか、冬期間は堆雪により道路がさらに狭くなるとともに、路面凍結による転倒や負傷等の恐れもあり、安全性にも問題があることなどから、駐車場の移転も余儀なくされている。

本件事業は、このような問題に対応するために長井市役所の駐車場を移転整備する事業であり、新庁舎周辺に駐車場を整備することで、市民及び職員の利便性や安全性に寄与することとなり、行政機能の充実による、より一層充実した住民サービスの提供が可能となる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか周辺の4案について検討が行われている。申請案と他の4案を比較すると、申請案は新庁舎に最も近い場所に位置しているため利便性及び安全性に優れ、十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件が最も少なく経済性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように現庁舎の移転改築に伴い駐車場の移転についても検討がなされたものであり、現在は駐車スペースが十分に確保されておらず、混雑時には駐車できない場合もあり、南側駐車場に停めて県道を渡って来庁する必要があるなど、住民にとって危険性があるうえに利便性も悪い状況である。また、冬期間は南側駐車場及び北西側の職員駐車場も堆雪により駐車スペースが狭まるため、来庁者のみならず職員にとっても利便性が悪い状況である。さらに、北西側の職員駐車場は庁舎から一定の距離があり、その間の道路も歩道が狭く車が通ると危険な状況にあるほか、冬期間は堆雪により道路がさらに狭くなるとともに、路面凍結による転倒や負傷等の恐れもあり、安全性にも問題があることなどから、駐車場についても移転を余儀なくされている状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

長井市公共施設整備課

山形県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
小国都市計画道路
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
小国都市計画公園
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

東根市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 東根都市計画下水道事業

(2) 名 称 東根公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道）

3 変更の内容

設計の概要の変更

4 事業施行期間

昭和51年9月22日から平成33年3月31日まで

山形県告示第161号

平成26年3月県告示第273号（山形県体育施設条例による使用料の額）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施設使用料(1)山形県体育館の項の表中「1,830円」を「1,860円」に、「3,660円」を「3,730円」に、「7,320円」を「7,460円」に、「19,500円」を「19,860円」に、「78,400円」を「79,850円」に、

「1時間当たり 900円」を「1時間当たり 920円」に、「1,810円」を「1,840円」に、「220円」を

「230円」に、「3,620円」を「3,690円」に、「9,900円」を「10,080円」に、「39,600円」を「40,330円」に改め、
1 施設使用料(2)山形県武道館の項の表中「650円」を「660円」に、「1,310円」を「1,330円」に、「2,630円」を「2,680円」に、「3,840円」を「3,910円」に、「7,690円」を「7,830円」に、「220円」を「230円」に改め、1 施設使用料(3)山形県あかねヶ丘陸上競技場の項の表中「780円」を「790円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「3,120円」を「3,180円」に、「16,000円」を「16,300円」に、「64,200円」を「65,390円」に、「220円」を「230円」に改

め、2 設備使用料の項の表中

児童生徒等が使用する場合	360円	
上記以外の場合	490円	
	270円	720円
	380円	720円
	170円	310円
	450円	1,220円
	760円	2,010円
	270円	960円

を

児童生徒等が使用する場合	370円	
上記以外の場合	500円	
	280円	730円
	390円	730円
	170円	320円
	460円	1,240円
	770円	2,050円
	280円	980円

に改め、3 電気消費及び暖房使用に係る加算額の項の表中

4,180円
2,500円
1,250円
620円
1,560円
620円

を

4,260円
2,550円
1,270円
630円
1,590円
630円

に、

730円
40円
510円
9,950円
240円
430円

を

740円
40円
520円
10,130円
250円
440円

に改める。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第2 警察官の職の警察本部長の警察署の項職級2の欄中「長井警察署長」を削り、同項職級3の欄中「、南陽警察署長及び長井警察署長」を「及び南陽警察署長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-4（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月15日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局固定資産管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表建物の項使用料年額の欄中「1.08」を「1.1」に改め、同表動産の項使用料年額の欄中「1.08」を「1.1」に改め、同表備考第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後の行政財産の使用の期間に係る使用料について適用する。